

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和6年度後期技能検定を次のとおり実施します。

令和6年9月2日

佐賀県知事 山口 祥 義

## 1 実施職種

### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

### (2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製

図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行います。

3 技能検定試験の手数料

(1) 実技試験 18,200円

ただし、次の等級の技能検定試験を受検する者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）であって、次に掲げる者に該当するものは、それぞれ次に定める額とします。

等級	技能検定試験を受検する者		額		
1 級 及 び 単 一 等 級	(1) 県内施設訓練生等		9,200 円		
	(2) 県外施設訓練生等 (県内に住所を有する者に限る。)		9,200 円		
	(3) (1) 及び(2)に掲げる者以外の者	ア 県内において職に就いている者	9,200 円		
		イ 職に就いていない者 (県内に住所を有する者に限る。)	9,200 円		
2 級	(1) 県内施設訓練生等		2,900 円		
	(2) 県外施設訓練生等 (県内に住所を有する者に限る。)		2,900 円		
	(3) (1) 及び(2)に掲げる者以外の者	ア 県内において職に就いている者	9,200 円		
		イ 職に就いていない者 (県内に住所を有する者に限る。)	9,200 円		
3 級	23 歳未満の者 (技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳に達していない者をいう。)	(1) 県内施設訓練生等	2,900 円		
		(2) 県外施設訓練生等	ア 県内に住所を有する者	2,900 円	
			イ 県外に住所を有する者	(ア) 雇用保険の被保険者 (技能検定試験の実技試験の受検申込みをする日において雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 4 条第 1 項に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。)	3,100 円
				(イ) (ア)に掲げる者以外の者	7,600 円

	(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者	ア 県内において職に就いている者	9,200 円		
		イ アに掲げる者以外の者	(ア) 雇用保険の被保険者	9,200 円	
			(イ) 職に就いていない者（県内に住所を有する者に限る。）	9,200 円	
			(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者以外の者	13,700 円	
	23 歳以上の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳に達している者をいう。）	(1) 県内施設訓練生等		2,900 円	
		(2) 県外施設訓練生等	ア 県内に住所を有する者	2,900 円	
			イ 県外に住所を有する者	(ア) 県内において職に就いている者	9,200 円
				(イ) (ア)に掲げる者以外の者	12,100 円
		(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者	ア 県内において職に就いている者	9,200 円	
			イ 職に就いていない者（県内に住所を有する者に限る。）	9,200 円	

(2) 学科試験 3,100 円

#### 4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

##### (1) 実技試験

###### ア 実施期日

実技試験は、令和6年12月5日（木曜日）から令和7年2月16日（日曜日）までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

###### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、令和6年11月28日（木曜日）以降に佐賀県職業能力開発協会より公表します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級 令和7年2月2日（日曜日）

(イ) 1級及び2級

検定職種	実施期日
機械検査 シーケンス制御 婦人子供 服製造 配管 型枠施工 ガラス施工	令和7年1月26日（日曜日）
和裁 防水施工 カーテンウォール施 工 機械・プラント製図 印章彫刻 工場板金 自動販売機調整 パン製 造 農業機械整備 冷凍空気調和機 器施工	令和7年2月2日（日曜日）
建築大工 かわらぶき 樹脂接着剤注 入施工 電気製図 塗装 空気圧装置 組立て 鉄筋施工 コンクリート圧 送施工	令和7年2月9日（日曜日）

(ウ) 3級

検定職種	実施期日
電気機器組立て 配管 型枠施工	令和7年1月26日（日曜日）
機械・プラント製図 家具製作 冷凍 空気調和機器施工	令和7年2月2日（日曜日）
機械加工 建築大工 かわらぶき テ クニカルイラストレーション 電気製 図 機械検査 鉄筋施工	令和7年2月9日（日曜日）

(エ) 単一等級

検定職種	実施期日
バルコニー施工	令和7年2月2日（日曜日）

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

## 5 受検申請の手続

### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、学生証、健康保険証等公的証明書の写しで氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

エ 実技試験手数料の減免を受けようとする場合は、その資格を証する書面

### (2) 提出先

郵便番号 840-0814

佐賀市成章町1番15号

佐賀県職業能力開発協会

電話番号 0952-24-6408

### (3) 受付期間

令和6年10月7日（月曜日）から同月18日（金曜日）まで

### (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会及び県内各公共職業能力開発施設で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、佐賀県職業能力開発協会（電話番号 0952-24-6408）まで御連絡ください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定の受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を

同封してください。

## 6 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、佐賀県職業能力開発協会へ同協会が指定する方法により納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りではありません。

## 7 合格の発表等

### (1) 合格通知

技能検定合格者については、県がその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会が書面でその旨を通知します。

また、技能検定合格者の受検番号を令和7年3月14日（金曜日）に佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）等で発表します。

### (2) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

## 8 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県産業労働部産業人材課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952-25-7310）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号 840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話番号 0952-24-6408）に問い合わせてください。